

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	男女参画・子育て支援課	検索番号	1-3
法令名	児童福祉法	根拠条項	47-1		
許認可等	児童の縁組の承諾				
<p>(根拠規定)</p> <p>児童福祉法第47条第1項 [児童福祉施設の長の親権] 第47条 児童福祉施設の長は、入所中の児童で親権を行う者又は後見人のないものに対し、親権を行う者又は後見人があるに至るまでの間、親権を行う。但し、民法第797条の規定による縁組の承諾をするには、命令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。</p> <p>児童福祉法施行代39条 [縁組承諾許可の申請] 第39条 法第47条第1項ただし書の規定により、児童福祉施設の長が、縁組の承諾をしようとするときは、次に掲げる事項を具し、当該児童につき判定をした児童相談所長を経て、措置を採った都道府県の知事に、許可の申請をしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 養子にしようとする者の本籍、住所、氏名、年令及び性別 二 養親になろうとする者の本籍、住所、氏名、年令及び職業 三 前号の者の家庭の状況 四 縁組を適当とする理由 五 第一号及び第二号の者の戸籍謄本 六 その他必要と認める事項 <p>② 都道府県知事は、前項の申請を受理したときは、当該縁組が適当であるかどうかを調査して、速やかに、承諾の決定を行い、且つ、その旨を書面をもって通知しなければならない。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>愛媛県里親等家庭養育運営要領 (平成12年4月1日付け児第1647号保健福祉部長通知)</p> <p>第2章 養子縁組 第1 養子制度の意義 児童福祉における養子制度の意義は、保護者のない児童又は家庭に恵まれない児童に温かい家庭を与え、かつその児童の養育に法的安定性を与えることにより、児童の健全な育成を図るものであること。</p> <p>(その他)</p>					